



**市立図書館の
指定管理者更新について**

太平会 山口 良樹

問 指定管理者制度が創設されてから15年たちました。創設時の思惑と違う方向に進んでいないかどうか分かり始め頃です。行政が施設利用者の声を直接聴けないことや、情報公開が指定管理者の企業秘密という壁に阻まれるといったことが、この制度の弊害だと思っています。全国の図書館の20%弱がこの制度を導入していますが、果たしてこれでよいのか、あるいは指定管理はなじまないといった議論がされており、15館が直當に戻ったと言われています。

平成27年に市立図書館がリニューアルオープンした時からいろいろ指摘してきましたが、それらは協定書や仕様書に沿い、きちんと履行されたのかどうかお尋ねします。

答 (教育長) : 指摘をいたいたいた図書の選書、Pマークの返上、ホームページの他社サイト画像転載などの問題について、指定管理者と協議する中で改善してきました。さまざまな問題や意見があることも十分承知していますが、基本協定、業務仕様書の各項目は、およそ守られてきています。直當の頃の1・75倍近い来館者があり、貸出冊数、貸出者数も同様ということを考えると、多くの人に図書館と図書に親しんでもらえ、文化の発信基地にしたいという目的は達せられたと認識しています。

答 (教育部次長) : 選書は中央、有馬両館の司書で選書委員会を設け、両館長が責任を持つて選定し、教育委員会に報告するよう改善し、Pマークについては、同類のISMの認証取得により情報セキュリティを強化しました。

問 利用者アンケートで、中央図書館に満足している人は利用者全体の78・2%ですが、市民に限ると69・2%と7割を切っています。これをどう判断していますか。

答 (教育長) : 約70%の方が満足しているということは大きいと思っています。

- ・ 指定管理者への第三者評価結果について
- その他の質問



**道路網整備状況および
道路行政の現状について**

創志会 市川 洋一

問 海老名駅西口開発で出来上がった商業施設へのアクセスの困難さは今も変わらず、土曜、日曜、祝日には車が渋滞しています。また、朝夕の通勤時間帯の道路混雑は深刻になりつつありますが、JR相模線との平面交差が大きな要因です。

その対策として下今泉門沢橋線を陸橋化する県道整備と、JR相模線の下をくぐり抜ける(仮称)上郷河原口線の市道整備が進められていますが、まだまだ長い時間をする必要があります。

また、小田急線とJR相模線に囲まれためぐみ町へのアクセス道路は北から1路線、南からは2路線です。(仮称)上郷河原口線の延伸に加え、小田急が発表したロマンスカーミュージアム計画によつてめぐみ町の商業施設、住居施設、駅への送迎などのアクセスがより複雑になりますが、海老名駅西口とめぐみ町の道路網の現在の整備状況について伺います。

答 (市長) : 道路マスターープランに基づき、幹線道路網を順次整備しており、(仮称)上郷河原口線、並木橋の改良などの早期完成に向け取り組んでいます。県と市がおのおの役割をしっかりと果たすという連絡調整も必要で、県央の首長懇談会に参加する知事に要望もしたいと思います。

答 (まちづくり部次長) : 海老名駅西口とめぐみ町周辺で6路線の整備中で、計画延長約2850mのうち約1430mが完成しています。県はこの2月に下今泉門沢橋線の都市計画変更を完了し、県道40号横浜厚木の南側で用地が買えた箇所から工事を進めるとともに、県道から北側は、今後も用地買収に取り組んでいくと聞いています。

- ・ 市道の路線廃止、認定における行政作業について
- ・ 横須賀水道路の整備状況と今後の計画について
- その他の質問



**運動公園周辺等の環境美化について
成年後見制度の利用の促進等について**

創志会 鶴指 真澄

問 来年のラグビーワールドカップ公認キャンプ地として海老名市が内定し、期間中は代表選手をはじめ多くの人々が訪れるところから、市民、事業者、行政が一丸となつておもてなしをすべきです。その一つとして運動公園周辺やアクセス道路などの環境美化を市が主体となり各方面に協力を依頼すべきと考えますが、見解を伺います。

答 (市長) : 代表チームが最高のコンディションで試合に臨めるよう環境を整備し、個人や民間企業を含めた応援団的な組織をつくっていきたいと考えています。

答 (市民協働部長) : 行政だけではなく、広く市民や企業、関係団体とも連携を図りながら、施設と一体となつた周辺環境の美化にもオール海老名で対応していきたいと考えています。

問 少子高齢化の中で認知症になる人が増加しています。認知症の支援策として成年後見制度がありますが、この制度の内容を市民に十分知つていただき必要があると思います。そこで、市民に対する周知方法を伺います。

答 (保健福祉部次長) : えびな成年後見・総合相談センターで、成年後見制度の内容や相談事業の案内、パンフレットの発行などをしています。また、年に1回セミナーや講演会を開催し、制度の普及啓発に努めています。

問 市の成年後見制度利用支援事業は、成年後見の申し立てを行つ配偶者および4親等以内の親族がいない方など対象を限定していますが、対象者が虐待されている場合や、財産争議があつた場合などは市が救済すべきと考えます。市の見解を伺います。

答 (保健福祉部次長) : 親族がいたとしても、適正な保護がなされていない場合や、虐待を受けている場合は、保護の必要性が非常に高いと考えられるので、市長申し立てができるものと解釈して取り組んでいます。